

「公訴提起の在り方」に関する当面の論点（補充）

1 拘束力のある議決の種類・要件

- (1) 起訴相当の議決以外の議決にも拘束力を付与することの当否
- (2) 拘束力のある議決の要件

ア 検察官からの意見聴取を必要的なものとするかどうかの当否

イ 検察官に再考（再捜査・再処分）の機会を与え、その結果をも踏まえた上でなされた議決に拘束力を付与するものとするかどうかの当否

ウ 議決の多数決要件を加重することの当否

2 拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

- (1) 訴追の手續

検察審査会が、起訴状の役割を果たす書面を作成して裁判所に提出することとするか、

訴追及び公訴維持に当たる者が、検察審査会の議決に従い、起訴状を作成して裁判所に提出することとするか。

- (2) 公訴維持の主体

指定弁護士など検察官以外の者とするか、検察官とするか。

3 検察審査会の組織、権限、手續等の在り方

- (1) いわゆるリーガルアドバイザー制度を設けることの要否・当否
- (2) リーガルアドバイザーの権限・給源